

G-7.

**商品名の一部にグリーンフラ®を
使用する場合の許諾要領**

2004年9月

2007年6月

日本バイオフィラスチック協会

商品名の一部にグリーンプラ®を使用する場合の許諾要領

1. 使用許諾の条件

日本バイオプラスチック協会会員（正会員、賛助会員、マーク会員、期間限定マーク会員）の申請する製品で、かつ、シンボルマークの使用が認められた製品の名称の一部であること

2. 使用許諾の態様

- (1) 通常使用権とする
- (2) グリーンプラ®を一部に使用した商品名の商標権を認めるものではない

2. 使用権者の第三者への譲渡の禁止

グリーンプラ®の使用を許諾された者が、その権利を第三者に譲渡することは禁止する

3. 使用許諾契約の締結

グリーンプラ®の使用を希望する者は、日本バイオプラスチック協会に対しその使用申請書を提出し、日本バイオプラスチック協会との間で使用許諾契約を締結しなければならない

4. 使用有効期間

- (1) 有効期間はシンボルマーク使用許可有効期間とする
- (2) 使用許諾契約締結後であってもシンボルマーク使用許可要件が満たされない状態になった場合は、直ちにグリーンプラ®の使用許諾契約は破棄される

5. 使用許諾破棄による損害

前項の理由による許諾契約破棄に起因する損害に関して、日本バイオプラスチック協会は一切の責務を負わない

6. 使用者の義務

使用の許諾を受けたものは、本商標の価値を維持するために商品の品質維持に努めなければならない

7. 使用料

グリーンプラ®使用料は当分の間無料とする